

総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会  
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第7回）

日時 令和5年6月30日（金）10：00～11：33

場所 オンライン開催

## 1. 開会

### ○事務局

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネ・新エネ分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入小委の長期電源化・地域共生ワーキンググループの第7回会合を開催いたします。

本日の会合もオンラインでの開催とさせていただきます。何かトラブルや不明な点がございましたら、事前に事務局からご連絡させていただいておりますメールアドレス、連絡先までお知らせください。

それでは、事後の進行につきまして、山内座長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

### ○山内座長

はい。山内でございます。どうもおはようございます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますけれども、ご承知のようにこの関連の法律が成立して、それで、その具体的内容についてこれから議論していただくということでございます。まず資料の確認から、事務局からお願いいたします。

### ○事務局

はい。事務局でございます。

配付資料一覧にもございますけれども、議事次第、委員等名簿、そして資料1といたしまして、先ほど座長からございました再エネ特措法の改正を踏まえまして長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討の論点というものを準備してございます。

以上です。

## 2. 説明・自由討議

### （1）再生可能エネルギーの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討の論点

### ○山内座長

それでは、今あった資料の1ですね。事務局からご説明いただいて議論とさせていただきます。

ます。それでは、ご説明よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

はい。事務局でございます。

資料1、パワーポイントをご覧いただければと思います。スライド番号2ページ目でございます。本日の議題というところでございます。

このワーキンググループにおきましても集中的に昨年ご議論いただきまして、その成果については中間取りまとめといたしまして、本年の2月に取りまとめをいただきました。

その上で、先ほど座長からございましたけれども、中間取りまとめを踏まえた制度的措置の内容につきましては、5月の末に成立いたしました、いわゆるGX脱炭素電源法という中で、再エネ特措法の改正も含めて成立をしたというものでございます。

本法律でございますけれども、再エネ特措法の改正の部分につきましては、2024年4月に施行予定でございます。施行に向けまして、本日以降、詳細設計を行うためのご議論を賜ればというふうに考えているところでございます。

本日は、主要な論点につきまして、議論の方向性をお示しさせていただいた上で、ご議論を賜ればと思っているところでございます。

論点につきまして、今、事務局が提示しているところ以外の観点や、また、考慮すべき点があるのかということ、また、今後の詳細な制度設計を行っていく上で、ヒアリングなどを通じましてさらに確認すべき点はあるかなどにつきまして、ご議論をいただければと思っております。

本日の主なアジェンダでございます。下段に書いてございますけれども、まず一つ目です。地域とのコミュニケーション要件と書いてございますけれども、法律上は説明会等の開催に向けました、地域住民の方々への事前周知というものを義務化していく、認定要件化していくというものでございます。

本日は、赤字でくくりました三つの要点でございます。特に何を説明していくのか、どういった方々に説明していくのかといったところを中心にご議論を賜ればと思っております。そうした議論が進んでいく中で、4番目から6番目に書いてございますような、それをどういう形でという、Howところについてもご議論を賜ればというふうに考えているところでございます。

右側のところですが、2.から4.のところですが。2.につきましては、今回、認定事業者の方々に委託先を含めた監督義務を課すということが法律上も措置をされたというところでございまして、そういう中で、監督義務の内容ですとか、委託先と認定事業者との関係について、ご議論を賜ればと思っております。

3番目が関係法令違反があった場合の、また、その関係法令違反を未然に防止する、もしくは早期解消を促すという観点から、交付金の一時留保といった一時停止の措置を今回、法律にも盛り込んだところでございます。速やかに違反状態の解消をしていくという観点からは、いわゆるこの一時停止の発動のタイミングをどう考えていくのかということ。ただ、

一方で、違反状態が解消した場合など、交付金の取戻要件についてもご議論いただければと思っております。

最後4番目でございますけれども、太陽光の増設・更新に関しましても、価格などについての法律的な措置を行ったところがございます。これ、特に更新の際など適正な廃棄が求められることでもございますので、こうした増設・更新に伴うルールといったところについてもご議論いただければ思っているところでございます。

それでは、資料につきまして、まず、事前周知の要件につきましてご議論いただければと思っております。

4ページ目につきましては、先ほど申し上げました本年2月の中間取りまとめのポイントという形になってございます。これらの電源の規模ですとか設置場所、また設置形態、また他の法令との関係性などにつきまして、ご議論を既にいただいているところでございます。

それを図示したものが5ページ目の表になっているものでございます。まず、高圧や特高など大規模な電源については、原則として説明会開催要件として求めているかどうかといったご議論をいただいております。

また、低圧など小規模電源につきましては、説明会に限らず、その他の柔軟な手法ということも検討したらどうかといった整理をいただいているところでございます。

また、特に住宅用の太陽光を10kW未満のところでございますけれども、ここについては、特段の要件は必要ないのではないかといった整理などをいただいているところでございます。

こうした既に中間取りまとめで整理いただいているところをベースに、本日さらにご議論をいただければと思っております。具体的には6ページ目、ご覧いただければと思います。

6ページ目でございますけれども、基本的な方向性につきましては先ほど申し述べました電源の規模ですとか、設置場所、設置形態、また他の制度との連携というところについての論点を踏まえながらご議論をと思っております。

まず一つ目です。電源の規模に関してですけれども、まず原則的に説明会の開催を求めていく大規模電源ということにつきましては、矢じりの一つ目に書いていますけれども、特別高圧と高圧を対象にしてはどうかというもの。

また、説明会以外の柔軟な方法での事前周知を求める小規模電源については、低圧50kW未満を考えてはどうかということでございます。

また、※でも書いていますが、先ほどもご説明したとおり、10kW未満の住宅用太陽光については、事前周知の要件化の対象外としたらどうかということでございます。これは逆を申しますと、10kW未満でありましても、例えばほかの電源、風車、小型風車などの場合には、しっかりと事前周知をしていくということと併せてこの中で読み込んでいるものでございます。

また三つ目の黒丸でございますけれども、複数の電源が近い距離にある場合には、小規模な電源におきましても、説明会の開催を求めるべきではないかといった議論は当然にあるということでございます。こうした場合に、どのような範囲を至近距離内というふうに判断するのかということなどが論点になると考えてございます。

例えば単独では 50kW 未満ということで低圧の事業であっても、当該事業者が事業場所と同一の市町村内で実施する事業の規模などに応じて、事業に係る説明会の開催などを求めていくということもあるのではないかと考えてございます。例えば、一つ目の太陽光が 49.9kW ということがあった場合に、二つ目の案件も同じ市町村内で 49.9kW というのであれば、これは二つ目の太陽光の発電については説明会を求めていくことなどが必要になるのではないかと考えてございます。

また、(注)でも書いてございますけれども、設置の時期が異なる事業をどのように捉えていくのかということでございます。こうした観点では、環境アセスなどで取り上げるような考え方なども参考になるかと思っております。

また、プロジェクト会社での設置も多いわけですので、この当該事業者の同一というところの範囲というところをどのように捉えていくのかということも検討していく必要があるのではないかと考えています。

また、最後の行に書いてございますけれども、市町村などの単位の境界の隣接、もしくはまたいで設置される場所などについての評価の仕方なども論点として整理していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

資料、7ページ目をご覧くださいいただけます。続きまして、電源の設置場所・設置形態についてでございます。

小規模電源でございますけれども、周辺地域に対する影響を及ぼす可能性が高い場合には説明会の開催を求めていくべきだという、これは中間整理でもおまとめいただいているところでございます。

具体的には、災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリアですとか、住民の方々の生活環境に近いエリア、また、条例に決められた自然環境や景観等を考慮した保護エリアなどにつきまして、しっかりと検討する必要があるんじゃないかということ。その際には発電設備が災害の発生に与える影響というところが一つ考え方としては見ていく必要があるということに加えて、事業者側にとっても予見可能性の確保といったところも重要かと考えてございます。

こうした観点などを踏まえまして、どのように具体化していくのかということをご議論いただければと思っております。

なお、※で書いてございますけれども、屋根設置の太陽光につきましては、原則といたしまして、この中間整理にも盛り込ませていただいております。ご議論をいただいたところでございますが、安全上の影響などが及び得る範囲というところが、当該建物や屋根の場所に限定され得るというふうに考えられることもございまして、野立ての太陽光と比較いたしますと、周

辺地域、周辺環境に及ぼす影響というところの度合いというところを考えていく必要があるということで、周知を要件化しない方向が取りまとめられているところでございますが、一定の場合には、屋根設置の場合にも求めていくといった議論も当然ございますので、こうしたところについても、さらにご議論をいただければと考えているところでございます。

他の制度との対象エリアというところとの整合性、もしくは、他の制度で求められている案件との関係性というところでございます。既に温対法ですとか、環境アセスメントの関係手続におきまして、説明会を求めていくということが位置づけられているところでございます。こうした関係法令におきまして実施される説明会の開催というところと、今回、F I T / F I P の認定申請前に行われる説明会というところを、それぞれ別々に開催を求めていくというところの考え方もある一方で、ここで記させていただいているとおり、今回ご議論いただきます説明会に関する要件を充足する場合には、手続の合理化を図る観点から、温対法、環境アセスメントなどの手続の中で実施される説明会とF I T / F I P 認定要件としての説明会といったものについては、整合的、もしくは、同一自治体で実施されたと取り扱うということも当然あり得ると考えてございますので、こうした各要件の充足性というところを見ながら、関係する制度との整合性というところを見ていく必要があるのではないか、これは手続の合理化という観点からも重要ではないかといった論点でございます。

続きまして、説明会の内容、説明事項や議事の進め方などでございます。資料8ページ目に主なポイントなどを記載してございますけれども、9ページ目をご覧くださいと思います。

説明会の内容につきまして、基本的な考え方でございまして、一つが、説明会などで提供される情報の適切性というものでございます。当然、周辺の地域の住民の方々のご理解をいただいくという観点からは、事業について適切な情報提供が行われることが重要でございます。なお、F I T / F I P 認定申請前という時間軸の中で言いますと、計画の段階ということでございますので、実際に申請をする段階で少し時間的なギャップもあるという中で、どのように説明の適切性についても勘案していくのかといった論点もあろうかと考えてございます。

二つ目です。提供される情報の十分性というところでございます。事業の実施に伴いまして発生し得る地域への影響ということで、安全・景観・自然環境・生活環境などへの影響などというところが生じ得るということでございますが、そうした地域への影響という観点との関係で、提供される情報が十分なのかといったことなどについてどう考えていくのかということも重要になってくるのかなと思ってございます。これも先ほど申し上げました時間軸によって、今後発生する影響ということもございますので、この事前の説明会の段階で、どこまでを十分として捉えていくのかといった論点があろうかというふうに考えているところでございます。

③です。営業秘密・個人情報・プライバシー等への配慮ということでございます。説明会において開示する情報を説明する情報の中に、例えば事業計画の詳細など営業秘密に該当

し得るものですか、もしくは、個人情報が含まれ得るといった可能性が当然あるということでございますので、事業者間の競争情報の取扱いですとか、プライバシー保護の観点から、一定の配慮も必要であろうということでございます。

こうした三つの基本的な考え方を踏まえながら、説明会の中で求めていく内容といったことにつきまして、次のスライド10ページ目をご覧ください。

10 ページ目でございますけれども、幾つか例示的に説明すべき項目を上げさせていただいているところでございます。こうした項目につきまして、しっかりと説明を求めていくということではございますけれども、当然、地域の実情などを踏まえた柔軟な対応という観点を議論すべきといった項目もあろうかと思っております。

また、各項目につきまして、事業者に対して口頭での説明だけではなくて、どのような資料の提出を求めていくのかということ、提出資料や説明資料の中に、説明した内容の中に虚偽や事実と異なる記載があった場合には、原則、FIT/FIPの認定をしない、もしくは、認定を取り消すということが妥当だと考えているところでございます。

具体的な項目の例でございますけれども、第一に事業計画の内容ということで、電源種や設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報ということに加えて、図面やイメージ写真などを用いて住民にとっても分かりやすく説明ということを求めていくことが重要ではないかということ。

また、②の関係法令の遵守状況ですけれども、条例を含めた関係法令につきまして、その遵守体制、遵守の状況、その関係法令の許認可などの取得状況などについて説明を行っていくということなども必要であり効果的だというふうに考えてございます。

また、太陽光など、共通して考えていかなきゃいけない要素などにつきましては、これは前回の本WGでもご紹介をさせていただきましたけれども、太陽光発電の開発許可等の基準や運用の考え方などについて、関係省庁申合せもしてございますので、ここで申し合わされた内容などということの説明ということも必要になってくるというふうに考えてございます。

そのほか、説明する上で参考になるような指針などについてもご議論をいただければと思っております。

③土地の権限取得状況ということでございます。再エネ発電事業者が、土地の所有者であるということは必ずしも求めているわけではございませんので、土地の所有者や賃借人が異なる場合も当然あるという中で、土地の所有者、賃借人のプライバシーへの配慮などについての観点も勘案する必要があると考えてございます。

④事業に関する工事の概要ということで、具体的なスケジュールですとか、運転開始予定日などを当然ご説明いただくということ以外に、必要な情報というところを、どういった情報を開示、ご説明いただくかといったことについてのご議論になるかと思っております。

⑤関係者の情報ですが、事業者が法人の場合につきましては代表者・役員ということに加

えまして、当該法人に対する主な出資者ということですか、保守点検の責任者などについてもしっかりと地域の方々に説明をいただくといったことが重要なのかということでございます。

また、⑥事業の影響と予防措置ということで、先ほどの考え方の軸としてご説明した提供される情報の十分性のところに連動してくるというふうに考えてございますけれども、事業の実施場所などによっては、安全面・環境・自然環境・生活環境への影響や、その予防措置といったところについて求められる度合いも異なってくると思いますけれども、こうしたものについて十分な説明が必要であろうというふうに考えているところでございます。

また、その説明を行う上での具体的な説明の方法などについても重要ですし、また、電源ごとによって反射、騒音、匂いなどにつきましても特徴がございますので、こうした点をしっかりと説明事項の中に盛り込んでいただくということで、電源ごとの特性などについても踏まえていく必要があるということ。

また、最後の矢羽根に書いていますけれども、再エネ事業者の廃棄・リサイクル、そうした事後の取扱い、事業を終えた後の取扱いということにつきましても説明していくことが重要ではないかというものでございます。

こうした項目につきまして、どのような形で議事を進めていくのかということ、また、当然、質疑応答といったことも発生すると思いますので、どういったルールで実施していくということが、实际的、適切性のある説明会なのかということなどにつきまして、またご議論を賜ればと思っておりますのでございます。

続きまして11ページ目になります。周辺地域の住民の方々の範囲というところでございます。まず、この点につきましては、既にご議論いただきました中間まとめにおきましては電源種や事業の規模などに応じて設定される要件を充足するということが必要だということでございますので、電源種などに応じた要件設定になってくるというふうに考えているところでございます。

その上で、また詳細は今後のご議論をいただく必要がございますけれども、考え方といたしましては、①といたしまして範囲の明確性というところで、制度の予見可能性を確保するという観点からは、説明対象となります周辺地域の住民の方々の範囲というところについては、一面的には客観的で基準が示されるということ、例えば、行政区単位、その事業、再エネ事業が属する行政区単位ですか、再エネ発電事業の実施場所からの物理的な距離といったところで画していくというところも重要だというふうに考えてございます。

一方で、②で書いていますように、事業の特性ですか地域の実情といった対応ということで、こうしたことを勘案した柔軟な対応ということも重要だというふうに考えてございます。こうした中では、例えば景観などの保護エリアなどを設定している場合における当該エリアなども参照しながら検討していく必要があるのではないかということでございます。

他の法令などでの参考といたしまして、今年の5月に施行いたしました盛土規制法の例

でございます。盛土規制法におきましても周辺地域の住民の方々に対しまして、説明会の開催を講じなければならないといった形になってございます。盛土の区分などに応じまして、例えば切土などの左側の上のところでございますけれども、切土などにおきましては、盛土を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲ですとか、盛土を行う土地が属する自治会等の範囲といったことでございますが、一方で、下に書いてございますが、腹付け盛土というところにつきましては、少し傾斜も出てくるということでございますので、盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離で50から数百メートル程度の範囲を含むということですか、また、その範囲に全部または一部が含まれる自治会等の範囲といったところが周辺地域の住民の方々の一つの想定される考え方の例として示されているところでございます。

続きまして、認定事業者の責任明確化でございます。14 ページ目に記しておりますけれども本WGの中間取りまとめにおきまして、委託先、再委託先など、そうした二次請け、三次請けを含めまして、認定事業者は監督義務を課すという形の整理、これを踏まえた法律の改正事項になっているということでございます。

また、三つ目の矢羽根に書いてございますけれども、ガイドライン等におきまして、認定事業者と委託先の間との契約に含める事項ということなどについてしっかりと定めていく中で認定事業者の責任を明確化していくということが重要ではないかというところがございます。

15 ページ目、ご覧いただきますと、議論の方向性というところでお示しをさせていただいてございますけれども、一つが監督義務の内容というところがございます。認定事業者の委託先ですけれども、認定基準や認定計画を認定業者同様に委託先の事業者も遵守していくということが重要でございます。認定事業者に対して、委託先へのこうした関係法令認定基準に服するんだということについては、委託先にも求めていき、それを認定事業者は監督する義務を課すということとなっております。

認定事業者ですけれども、事業の実施に必要な行為に係る委託というところを監督義務の対象にしてはどうかということでございます。当然、その事業の実施に伴うものとしたしまして、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、工事関係、保守点検、解体、また廃棄・リサイクルなど、こうした事業の実施に必要な行為というところを念頭に監督業務を課し、事業規律の強化を具体化していくということが基本ではないかと考えているところでございます。

また、認定事業者と委託先との間の契約に含めるべき事項というところがございます。監督義務につきましては法律上、認定事業者に課されるということですが、委託先との関係において、それを明確にしていくという観点からは、認定事業者と委託先との間におきまして、書面の契約書を締結する中で、その中におきまして、委託先も関係法令の遵守、認定基準にしっかり従っていくんだということについての明確化をしていくということが実効的な担保をしていく観点からも重要ではないかということでございます。その上で、委託先から認



定事業者に対する報告体制や、再委託時の認定事業者の事前同意などといった二次請け、三次請けをしっかりと認定事業者は認識をしていくといったところにつきまして、当該契約書に含めていってはどうかということでございます。

こうしたことを踏まえて、次の黒丸ですけれども、委託先から認定事業者に対する報告体制について、どういった内容・頻度で報告を求めるのかといった手続的な面も整理をしていく必要があると考えてございます。

今申し上げたのは認定事業者と委託先の関係でございますが、認定事業者から経産大臣に対する定期報告といったものを毎年、定期報告を出していただいているところでございます。この中で今後、新たに委託先への監督義務を課すということになっていきますので、適切に監督義務が履行されているかということを確認するために、認定事業者から経産大臣に対して行っております毎年の定期報告におきまして、委託の実態ということも含めて、報告を求めていってはどうかというものでございます。その際に、具体的にどういった内容の報告までを求めていくのかといったことも手続的には明確に整理する必要があるというものでございます。

続きまして、違反状況の未然防止・早期解消措置というものでございます。本WGでもご議論をたくさんいただきましたけれども、17 ページ目に書いていますとおり、違反が発生し、この指導助言などがあった後、積立命令を行い、認定取消しというところに至った場合には、こうした積み立ったものについては徴収するといった、そういう報告書をまとめていただきまして、そうした内容の法律改正の条文になっているというものでございます。ここで書いている、フローチャートに書いていますとおり、違反が発生してから積立命令まで、この時間を速やかにやっていくというところが、今回の関係法令違反があった場合の交付金一時停止の重要な観点だと考えてございます。

したがって、18 ページ目、二つ目の黒丸に書いていますけれども、関係法令の違反があった場合に、違反の未然防止・早期解消を促していくという観点からは、少なくとも関係法令において、行政処分や罰則の対象となる違反というものが覚知されて、当該違反に係る客観的な措置、具体的には書面による指導等が出された段階におきましては、交付金の一時停止の積立命令を発出することは可能というふうに手続的に整理していくことが重要ではないかというふうに考えているところでございます。こうした点につきましてのご議論をいただければと思っております。

続きまして19 ページ目でございます。今回の全体のパッケージのご議論の中では、違反状態の早期解消のインセンティブを持たせるという観点からは、違反の解消と、または適切な廃棄といったものが確認された場合には、一時停止された交付金を取り戻すことができることということでございます。

具体的には①というところで、違反状態が解消された場合というところ、また②というところで、認定事業者が事業を廃止して、適切な廃止が行われたことが確認された場合というところにつきましては、一時留保された交付金の取戻しが可能という整理でございます。

また、二つ目の黒丸に書いてございますけれども、違反が解消されずに、認定取消し、そして返還命令というものが出された場合には、実態上、徴収されるということでございますが、具体的な法律上の整理につきましては、まず、返還命令というところによって発生いたします推進機関から認定事業者への返還請求権の請求といった法律上の権利と、また、認定事業者から推進機関への交付金相当額積立金の取戻請求権といったものを相殺して、実態上、事業者に留保された交付金が渡ることなく返還命令に係る金銭が実質的に回収されるといった法律構成をとっているものでございます。こうした点も整理をさせていただいているものでございます。

最後の項目でございます。太陽光パネルの増設・更新に係るルールといったものでございます。資料の21ページ目ですけれども、中間取りまとめで整理いただきましたとおり、更新・増設、それによりまして、増加したキロワット部分につきましては、その部分についてのみ新しい価格を適応するというので、この例ですと、200kWというところは、もともとの価格が維持されるという形の整理をしております。法律上は、それをキロワットで比例按分としていくと、加重平均していくということになりますけれども、今般、ご議論をいただいた形の、条文は非常に複雑で難しい条文ですけれども、きちりのご議論をいただいたおりの内容を法律上も表現をしているというものでございます。

実際に増設・更新というところを伴う際に、特に更新の際には、不要となったパネルというものを廃棄するといったことが前提になってくると思いますので、その際の取扱いというところの整理が必要だと考えてございます。

既に報告書の中でも取りまとめていただいているところでございますけれども、23ページ目、全体を整理してございます。太陽光パネルの更新・増設というときには、認定出力のうち当初の設備相当分は価格を維持するというので、増設の部分のところについては、十部低い価格を適用していくということでございます。その際に、更新に伴って不要となるパネルというところ、また、新しく設置されます更新・増設されるパネルの双方について適正な廃棄といったものがしっかりと確保、担保されるかといったところが重要だというふうに考えてございます。

まず、(①)ですけれども、更新に伴って発生、不要となるパネルの適正廃棄というところでございます。これは既に中間取りまとめで整理いただいておりますけれども、更新に伴って不要となるパネルにつきましては、解体等積立金を充てるということではなくて、個別に適正な廃棄を求めていくと。したがって、解体等積立金につきましては、更新されて、今後使うといったところのパネルに基本的には充てていくという形になるという整理をいただいております。このため、この更新に伴って不要となるパネルにつきましては、適切な廃棄がされたかどうかということを保証していく必要もあろうかと考えてございまして、具体的には、解体・撤去事業者に廃棄等を依頼する契約書などの一定の書類の提出を求めていくということで、書類の提出がない場合には、変更認定の申請などを認めないといった手続的にも厳格に対応していきたいと考えてございます。加えて、事後的

に実際に適切な解体・廃棄などが実施されたことの報告を求めていってはどうかと考えているところでございます。

また、更新・増設されたパネルにつきましては、(②) というところでございますが、特に増設分というところでございますが、先ほど申したとおり、更新の場合は、これまで更新される前の解体等積立金が引き継がれるという形になってまいりますので、特に増設分のところについて、これについては、解体等積立金が準備されているというわけではございませんので、この増設分についての廃棄等費用の確保の仕方というところについて、どのような対応が必要かということ、いずれにいたしましても、適切な廃棄がしっかりと確認されているという中で、こうした措置を法律上の増設・更新といったところを進めていくということが肝要なのかなと考えているところでございます。

事務局からは以上、説明でございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、今の説明についてご議論いただきます。改正された特措法が来年の4月から施行するので、その詳細設計というものの議論ですが、大まかに言うと、一つは、事前説明会の問題ですね。これで事前周知、どんなことをやるべきかという話の一つと、それから、2番目に出てきたのは、認定事業者が委託したり、委託の委託だったり、そういうところの監督義務、認定事業者の責任といったところ、それについての議論が二つ目。三つ目は、交付金の一時停止で、その違反状況を未然防止するにはどうしたらいいかと、こういう話です。お金の相殺の話もそうですね。それから、四つ目が太陽光パネルの増設・更新のルール。大きく分けてこの四つということで分けられると思うんですけども、さっきも言いましたように、詳細設計ということでありますので、皆さんいろいろお気づきの点をお示しいただくのが事務局にとっても非常に有益だろうというふうに考えるところです。

それでは、ご発言をお願いしますけれども、発言はチャットボックスで発言希望というふうに書いていただくと、こちらから順番に指名させていただこうというふうに思います。

いかがでございましょう、今ご説明の内容についてお気づきの点、あるいは、冒頭に事務局からありましたけど、これ以外の点でもいろいろ考えるべきだということであれば、ご指摘いただけると、これもあり、事務局も参考にできるというふうに思います。いかがでございましょうか。どなたでも結構でございます。いかがでしょうかね。

今、オブザーバーの松本さん、九州電力の松本オブザーバーが手を挙げまして、委員の方、いらっしゃらないので、どうぞ、ご発言ください。

○松本（一）オブザーバー

すみません、九州電力の松本です。ありがとうございます。

私のほうからは、FIT買取義務者の立場から今後の議論に向けて特にお願いしたい点を三つ申し上げます。

1 点目は資料6 ページの論点①説明会を実施すべき再エネ発電事業者の範囲についてで

ございます。下段の注書きのところに書いてあります、特に注書きの二つ目ですけれども、再エネ事業者がSPCとして設立される場合というのがありますが、例えば、50kW未満、49kWの設備を20件新設しまして、おのおのSPCを設立するということが考えられます。そういうふうな脱法行為に近いようなことがある場合には、その親会社、あるいは役員が同一と、こういった場合は、実質的に同一とみなせる場合も当該事業者の範囲に含めるといふふうに規定する案というのにも必要じゃないかというふうに考えます。

2点目は、資料18ページの交付金の一時停止の発動タイミングなどについてなんですけれども、中間取りまとめにおいては解体積立金と同様なスキームが提示されていますが、買取業者は認定事業者様との契約当事者になります。買取料金のうち、支払いと積立を同時に行える解体積立金と異なりまして、買取料金支払いと交付金支払いのタイムラグがありまして、そこは少なからず実務的な問題があります。交付金の停止と返還の詳細設計に当たっては、推進機関と認定事業者様の間にいる買取義務者に負担が生じることがないように、特に詳細部分の設計については、実務者であります買取義務者の意見を聞いていただいて、適切な仕組みをご検討をお願いしたいと思います。

3点目です。3点目は資料23ページの②のところですか。更新・増設されるパネルの適切廃棄についてでございます。仮に現行の解体積立金の積立スキームを通じて外部積立を行う場合、その積立金の単価、これは認定ごとに異なると考えられますので、比例按分されますと、認定事業者ごとに単価も変わっていきます。したがって、買取義務者の現行の需給料金システムへの影響が考えられます。制度の設計に当たって、詳細設計に当たりましては、買取義務者におけるこういった需給料金システムの改修等のスケジュールも勘案いただいて、検討を進めていただきたいと思います。

発言は以上です。

○山内座長

はい。ありがとうございました。

それでは、委員の方の発言に移りたいと思います。まずは、産総研の大関委員、どうぞご発言ください。

○大関委員

産総研の大関です。ご説明、ありがとうございました。

ポイントごとにコメントしたいと思います。6ページ目の説明会の規模の案の3ポツ目ですね。分割案件だと思うんですけども、これに関しては、例えば一体性についてとか、林地開発でも見ていると思いますし、電気事業法においても、その社会コストと保安の観点で接続申込段階で見ているんだと思います。先ほどの九電のオブザーバーのほうからもあったような話は、それに関連するんだと思いますが、ポイントとしては、これは再エネ特措法の範囲内で取りあえざる議論だと思うんですけども、10kWから50kW未満という地域活用案件になっていて、今、対象になるのは、恐らく集合住宅、これも屋根置きFITになるのでそちらに移行すると考えると、例外規定として求めている営農型だけなのかなと思う

と、どのように考えるかというのはあるのかなと思っています。営農で、それで分割がどんどん増えていくというのがどのぐらいあるかによるかと思うんですけども、そこを勘案して考えるのかなと思います。

ただ、考え方としては、基本的にはほかの法令で考えている分割案件、再エネ特措法でも求めていると思うんですけども、そういった要件があんまり変わるとややこしくなると思うので、林発と電気事業法、再エネ法で求めているような分割案件の考え方を踏襲することでもいいんじゃないかというふうに私は思います。

6 ページ目に注にあるように、これは電気事業法のときにも結構、議論になった話ですけども、やっぱり時間の概念ですかね。これは再エネ特措法の範囲なので、恐らく価格が変わるタイミングというのが制約条件になるので、1年とか2年ぐらいで考え方としてはいいのかなと思いますが、非FITだとそういうふうにはいかないと思うんですけども、そのぐらいでいいのかなというふうに思っております。

あと、管理の一体性というのは判断が一番難しいと思いますので、これは最終的に再エネ特措法側で案件がかかるということをいろんな勘案して決めると思うので、そのときに改めて求めていくというような運用で考えていくしかないのかなというふうに思っています。

7 ページ目ですけども、範囲ですね。小規模に関してなんですけども、こちらも考え方としては、小規模というのは、要は50kW未満の話なので、ここは営農型に関して危険な地域とかにかかるといふところを考えるということのかなというふうに思っているんですけども、営農型、農地法のほうで一時転用をする段階で、もろもろ農業委員会とかでもチェックも入るので、それほど考える必要もないのかなというふうには個人的には思っています。

ただ、違う案件もあるのだということであれば、盛土規制法の区域というのを今後かけていくと思いますので、造成等の規模案件としては50kW未満は恐らくかからない範囲なんだと思いますけども、区域としてはかけていくと思いますので、その区域内にあるものに関しては、そういったところを対象としていくというのは、あり得る考え方かなと思いました。

あと、ほかの制度との関係で言うと、先ほど申し上げたかもしれませんが、林地開発許可においても、地域の意見の反映ということで市町村の意見聴取についての意見方法の対応方法というのも追加で整理されていると思いますので、それがどういうことをやっているかということと、あと、盛土規制法は周辺住民への事前周知というのもやるということになると思いますので、その辺の案件があるものは再エネ特措法の許可前にやる案件になります。改正温対法、環境アセス法等の等にかかるんだと思いますが、それに含めて整理いただけるのがいいんじゃないかというふうに思います。

15 ページ目ですけども、基本的に大枠はもちろん賛成なんですけども、この案件というのは、委託していないものというのがどのぐらいあるかということ、あんまりないんじゃないかと思うと、ほぼほぼ全ての案件がかかるかすると、一番ポイントはやっぱり一番最後のポツのところ、本当に運用側でちゃんとチェックできるのかということだと思います。

でその辺をしっかりとやるということであればいいのかなというふうに思いました。

19 ページ目の交付金の取戻しですけども、ちょっとこれは少し質問になるかもしれませんが、特に②のほうですけども、違反状態から取消しになるまでの期間がどのくらいあるかというのがちょっと気になっていまして、結局、解消するのを諦めて②で事業を廃止する場合なんですけども、違反になって廃止までにさすがに10年とかはかからないと思うんですけども、10年間はやっていて適切に廃棄して10年間もの違反状態分の交付金を取り戻すのは、さすがになしかなと思っているので、その辺の時間のタイミングであったりとか、短いのであれば別に構わないかなと思っています。

あとちょっと注意点としては、認定事業者がその間に変わってしまうときにどう考えるかとか、あと廃棄積立前、例えばその認定の10年よりも短いときの違反状態で、5年ぐらいで積立をまだしていないときに、本当に適切に廃棄できるかですけども、それは最終的に確認するという事なので、それ自体には問題にはならないかなというふうにはちょっと考えているところです。

あと最後23ページ目の廃棄のところですけども、基本的には①をまず再エネ特措法でしっかりと対応していくということで、本案については賛成をしたいと思います。

ただ②については、廃棄、リサイクル等の検討のほうでもやられているものと同じだと思いますので、まずは放置されないようにすることが大切で、電事法と廃掃法の捉え方の整理、そちらに委ねるしかないと思うんですが、少なくとも再エネ特措法の範囲内ではしっかりと周知というか、しっかりとやってくださいという周知しかないのかなというふうには②については考えています。

長くなりましたけれども、以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

次、大貫委員どうぞご発言ください。

○大貫委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○大貫委員

何点か感想めいたことを申し上げます。

まず6ページの説明会等を実施すべき再エネ事業の範囲に関してでございます。この点については言うまでもないことですが、説明会の開催は事業者に対応の時間的、費用的コストを発生させます。再エネ電源の導入に過度な負担ハードルとならないように、小規模電源に配慮し、説明を実施すべき再エネ事業者の範囲はできる限り数字や区域などを明確な指標で示して、事業者にとっても住民にとっても予見可能性を担保することが肝要だろうと思います。

この点では事業者のヒアリングというのも一つ重要なポイントになるかと思えます。その上で、この6ページの複数の電源が至近距離内に集約する場合の取扱いについて申し上げます。

先ほど大関委員からもご発言ありましたけれども、大規模案件と同視できるという観点、それから基準の分かりやすさなどの観点から、FIT/FIP制度における分割案件等の取扱い等を同様にするのが望ましいのではないかというふうに思っています。多分事務局もそれは一つの選択肢として考えていらっしゃると思えます。

さらに、同一市町村というポイントが出ているんですけども、これは市町村面積がかなり大きいケースもあります。合併等で大きくなっていますので、至近距離の基準として、これをどのように取り扱うかというのは、少し慎重に考えたほうがよろしいかなと思えます。

11ページの周辺住民の範囲のところでございます。これについても、できる限り数字や区域などの明確な指標で示し、事業者にとっても住民にとっても予見可能性を担保することが重要と思えます。

この観点から申し上げますと、発電事業の実施場所からの距離を基本としてはどうかというふうに思っております。その上で、地域の実情を踏まえるために、自然環境、景観等を考慮した本エリアを自治体が設定している場合には、自治体と協議の上距離で決められている周辺住民の範囲を、当該エリアとの関係で調整できるような規定を設けられないだろうかというふうに考えております。

次は、18ページの交付金の一時停止のタイミングのところでございます。二つ目のポツのところです。積立命令というのが17ページに書いてございますが、この積立命令はそこに記載がありますように、行政手続法により弁明等の手続は不要となります。その意味で、行政庁と事業者との間での違反の確認というものが明確になされる段階がありません。したがって、ご提案、これは18ページのポツの二つ目ですけれども、当該違反が覚知され、違反に係る客観的な措置を発動のトリガーと、積立命令発動のトリガーとしているのは適切だろうというふうに考えます。

望むべき姿としては、私自身は書面による行政指導というのが先行するのが望ましいと思っておりますけれども、そもそもこれは関係法令の話ですので、経産省がどうのこうのできることはございませんので、その意味では関係省庁との連携というのが必要になるというふうに思えます。

最後に、19ページの交付金の取戻要件のところでございます。違反状態が解消、その①ですが、違反状態が解消された場合には交付金の取戻ができるということがあります。違反状態の解消の事実について、行政庁と認定事業者との間で明確にする必要があるかと思えます。このために、認定事業者から違反状態解消の届出を求めてはどうかというふうに考えております。

その②に、交付金を取り戻し得るもう一つの場合が、認定事業者が事業を廃止した場合ということが書いてありますが、この場合には、ご承知のように事業の廃止届というのがご

ざいますので、これは明快なわけです。それとも平仄を合わせるという意味でも、違反状態が解消された場合には、認定事業所の側からその旨の届出を求めるという制度設計があり得るのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは次は、神山委員どうぞ。

○神山委員

富山大学の神山でございます。大変丁寧な論点出しとともに、検討の場を設けていただきありがとうございます。

私からは説明会等の事前周知について、特に要件化について私が重要と思う点を幾つか発言させていただきます。

まず、9ページ目でございます。省令策定をする意味ですけれども、要件の範囲を明確化して客観性を保つことというのが、重要であろうと考えます。他方で訴訟となっている多くの案件で絡んできておりますのは条例です。こうした自治体の自治立法権と申しますか、特に同一目的とは言えない要素を含む場合にはとりわけなんですが、地域の実情に応じた柔軟性も勘案する必要がございます。

省エネの客観性の中身というところですが、これまで例えば、社会において必要とは認められるんだけど、できれば近くにあってほしくないと思われるような事業として廃棄物処分場等がございます。この廃棄物処分場の設置の事前同意等で問題となっている案件では、条例の規定で事業者がどこまで説明を尽くせば、事前周知の義務を果たしたことになるかということが明らかではなくて、事業者の予見可能性を損なうというものが少なくございません。

こうした点でも、大貫委員のおっしゃった事業者ヒアリングの必要性というのは、大変同意いたします。ですので、省令で明確に要件化及び努力義務化というのを分けて規定していただくことの意義は、大変大きいと思っております。

また、例えば廃掃法事例等ですと、条例で地域の同意を求めたりですとか、地域住民との合意を図りながら進める、手続は別途規定するというふうにして、「要綱」で手続を規定してそこに合意や同意取得というのを明記したりというように、どこまでが事業者の法的義務か分からない書き方の規定というのが幾ばくかあるんですね。こうしたときに、善良な事業者にはやっぱり過度な負担となりまして、トラブルの元ということになりますので、避けねばならないと思います。

ですので、本省令は、決して同意や合意という、そういうものを求めるものではなくて、あくまで事業者が、影響が及ぶ可能性がある周辺住民に対しての周知の機会であるということ。その目的は、この表現は、廃棄物処理施設を事例にしているんですが、住民の不安や不信感の払拭であることをやはり明記、確認していただく必要があるかと思っております。



続きまして 11 ページでございますが、特に誰に対しての説明会かというところなんですけれども、範囲の明確化ですね。①範囲の明確化のところなんですけど、放射性廃棄物、放射性がれきの通過や受入れの説明会のときに、かなり外部の方が参入されて説明会が荒れるということが報道されたこと等がございました。こうした事案等は避けねばならないと思っております、これも先ほど申し上げました明確な客観化というのが、省令において必要であろうと考えております。

その上で自治体によっては、この省令施行後になんですけども、いま一度自治体のアイデンティティの中での減炭素や再エネの位置づけというのを勘案していただいて、条例全般の仕組み構築というところから検討していただければなというように思っています。

そのために、省令改正後に自治体向けに周知徹底をしていただければというふうに考えております。ただ、私としては条例策定まで着手できない自治体というのも少なくないということも踏まえ、わざわざ条例策定しなくても、最低限度の事前説明が果たされるであろうという程度に省令が規律密度を保っていただくということが必要であろうと考えています。

続きまして 2 点目でございますが、スライド 12 ページになります。政府の法令検索のウェブサイト等で説明会という文言で検索してみますと、民間の事業者に対して法的義務としても要件化しているもの、または努力義務化しているものというのはいくつ多くはないなというふうに思っています。都市再開発法ですとか、公的なものとしては都市再開発法や土地収用法、公営住宅法等がありまして、民間の事業者に関しては、やっぱり環境影響評価法ですとか宅造及び盛土規制法というのがあります。

ただし現状ではなんですけども、資料ではこの 12 ページに技術的助言というのが提示されておりますけれども、宅造盛土規制法令において説明会開催規定というのがあるんですが、それは技術的助言での提示というところになります。こうした点においても、省令で要件化、努力義務化するということの意義は大変大きいと思っております。

加えて、公平性という観点で勘案しますと、廃棄物処理施設の建設においても説明会というのは法律では義務づけられていないというところを考えますと、つつい報道等で再エネ施設の事前説明会が荒れたという報道等を耳にいたしますと、慎重に思う部分というのはもちろんございますが、荒れた説明会報道がニュースになるということは、それがやはり稀であるということにはほかならないと思っております。多くの事業者さんは穏やかに説明会を実施して下さっているということを考えますと、法令ともなれば遵守しようとする事業者さんも多いと思いますので、再エネ発電事業者にだけ過度な負担とならないようにということは、公平性確保の観点からも配慮せねばならないというふうには思っています。

その点では、温対法の促進区域等のように促進の方向で合意が得られている事案ですとか、一定の事前周知が法令上行われている事案というのに関しましては、説明会の義務づけというのは不要とされている素案に賛同いたします。

他方で 11 ページなんですけれども、②の自然環境・景観等を考慮した保護エリア等との

関連というのがございます。この保護エリアなんですけど、私も実際に幾つかの事案で感じたことは、本来であれば保護エリアとして保護されていないといけないにもかかわらず、保護されていない。なので、いざ開発、それも手続に沿った違法ではない開発が行われたときに、問題視されてしまうというものが少なくありません。ですので、まず保護エリアも見直していただくということの必要性を感じております。

ですので、そうしたおそれのある地域における開発については、丁寧な事前周知が必要になるというようには考えておりますので、保護エリアから外れている、指定されていないということのみではなくて、それなりに地域に愛着のある自然環境や景観があるとすれば、それを慈しんでいる人たちがいるということは、ある程度前提に考えていただいて、要件化、または努力義務化というものが必要であろうと考えております。

3点目に、スライド10ページで、たくさんの項目が示されております。そこで9ページ目にも関連してなんですけど、気になっておりますのが、不正競争防止法で営業秘密とされているものですね。営業秘密の3要件を満たすもので、特に社外秘として管理されている情報に関しましては、もちろん除外していただける、除外できるということにすべきであろうと思っております。

また、行政文書の情報公開請求訴訟等で不開示情報ですね。法人等情報に該当すると最高裁で既に判断されているものに関しては、除外または努力義務としていただきたいと存じます。

具体的には、省エネ数値情報を各事業者が経産省に報告書として提出していると存じますが、その情報に関してですが、情報公開請求等をなされた案件なんですけれども、技術上または営業上の事項と密接に関連するとされた情報ということで、エネルギーコストですとか原価とか、技術水準を推しはかることが可能で、需要者が価格競争の材料などに用いることが可能なものとして、かなりの部分が排除されていると思うんですね。そうした判例等も踏まえて、ある程度精緻な検討というのが必要になってくるかとは考えております。

最後に事業者と住民という民民の関係で説明会がなされるということも踏まえてなんですけど、これに関して公がどのように関われるかという点を考えてみますと、やはり適切な指導とか報告義務を課すこと等による監督ということになるろうかと思っております。この点は徹底していただきたいと思っております。

長くなりました、すみません。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。

次の発言者なんですけれども、委員の方を優先させていただいて、東京大学の松本委員にお願いしたいと思います。この委員会、松本さんという方が3人いるんですけども。それでは松本委員、よろしく願いいたします。

○松本委員

山内座長、ありがとうございます。

事務局におかれましては丁寧に資料をまとめていただきまして、大変ありがとうございます。

私からは、1の地域とのコミュニケーション要件と2の認定事業者の責任明確化について、コメントいたします。

再エネ発電設備の適正な設置に関する条例を出している地方自治体においても、規制の在り方が異なるようです。例えば太陽光発電設備や風力発電設備の発電出力が10kW以上について、地域住民らに対して説明会を開催することを要件としている自治体もあります。

こうした条例を設定している自治体で事業を計画している発電事業者は、10kW以上の発電設備については、市の条例に従って説明会が求められると思います。例えば5ページに以下の場合には説明会開催を求めるとして、複数案件を一体として評価する場合、土砂災害警戒区域など、自然環境・景観などを考慮した保護エリアが条例で定められている場合とありますが、もう一つ追加していただきたいのが、自治体が10kW以上の設備に対して説明会を求める場合です。また、6ページに複数の電源が至近距離内に集合する場合は、小規模な電源でも説明会開催を求めるべきではないかとありますが、複数の電源が至近距離内に集合する場合、また立地自治体が説明会開催を求める場合は、説明会を実施する必要があると思います。

また、7ページの説明会の要件についてですが、『小規模開発でも周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高く、説明会開催を求めるべきと考えられる災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリア、住民の生活環境に近いエリア、条例に定められた自然環境・景観等を考慮した保護エリアについて、発電設備が災害の発生に与える影響や事業者の予見可能性の確保などの観点を踏まえて、どのように具現化するか』ですが、これは大変難しい論点だと思っております。

例えば、これは事務局の方向性と違うかもしれませんが、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地規制区域など、再エネ設備の設置により小さくないリスクを負うエリアにおいては、原則設置を禁止することも検討できないかと思っております。

最近の情勢を見ますと、再エネというだけで反対する人も少なくない状況でもあり、リスクある土地での再エネ施設のトラブルは、健全な再エネ開発までストップをかけてしまうことにならないか懸念しております。

また、地域にとって不適切な太陽光発電や風力発電の開発はどのようなものかについて、事務局が判断基準を示して、それに対して規制をかける方法もあるのではないかと思います。

二つ目は、15ページの認定事業者の責任明確化についてですが、事務局にお示しいただいた方向性に賛成いたします。委託先から認定事業者に対する報告体制については、委託内容に応じてどのような内容、頻度の報告を求めるべきか、これについては事業者に対してヒ

アリングの機会をいただければと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは次は桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。事務局の取りまとめ、ありがとうございました。私も何点かコメントをさせていただきます。

まず論点1の説明会等の事前周知についてです。既にご意見が出ましたけれども、6ページのSPCを使った場合については、実質的な事業主体が同一の場合も含めることができるように対応すべきだと私も思います。

また同様に、10ページのところの関係者情報について、ここもSPCの場合には主な出資者と書いてございますが、実質的な事業主体が開示されるように求めることが適切ではないかと思っております。

それから、神山先生からもご指摘のあった点ですが、この説明会の目的、ゴールをどこに置くかというのをもう少し整理する必要があるように思います。地元の詳細まで求める、同意まで求めると事業上の制約が大き過ぎるというのは、私も同意いたしますが、一方で説明会が地元との共生を目指して行われるということからすると、説明会で改善要望や意見が出た場合に、事業者側には丁寧に説明を行っていただくのはもちろん、要望や意見の内容によっては一定の配慮を行っていただくことも必要になるのではないかと思います。

事業者側に何をどこまで努力していただくのか、これによってこの説明会の実施の在り方、質疑応答の在り方などの考え方も変わってくると思いますので、ご検討いただければと思います。

それから次に、三つ目の17ページの違反状態の解消のための措置についてです。今回ご提示いただいた仕組みには異存ないのですが、認定取消しになり、この交付金の積立分が取り戻せない状態になった場合、これはこの場合に限ったことではないかもしれませんが、認定取消しのような事案で解体等がしっかり行われるのか、これをどのように見届けるのかということについても、今後検討が必要になってくるのではないかと思います。

それからもう一つ、23ページ、四つ目の太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保の点です。この廃棄費用をFIT/FIPの交付金の中で積み立てるという方法だけで考えると、新設分の廃棄費用をFIT/FIP間の残り期間でどう確保するかということになってしまうのですが、この問題はFIT/FIPに限らない共通の課題なので、本来はFIT/FIPを利用しない場合でも、事業者による外部積立あるいは内部留保、内部留保だときちんと実効性をもたせられるかという問題があるかもしれませんが、外部積立制度のようなものを共通のものとして考えていく必要があるように思います。

そうした全体的な制度ができない間は、FIT/FIPの交付金を使って考えていく必要があるかもしれませんが、例えば廃棄費用の積立計画を出させるといったことも一つの方法として考えられないかとも思うところです。この辺りも事業者のご意見なども聞きながら、制度設計ができるかよいいのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

委員の方は今桑原委員のところまで終わりですかね。それでは、那須塩原市の松本オブザーバーにご発言願います。どうぞ。

○松本（仁）オブザーバー

オブザーバーとして参加させていただいております那須塩原市の松本です。本日はどうもありがとうございます。また、委員の皆様からもたくさんのご意見をお聞きできたことを、大変ありがたく思っております。

私のほうからも、再三話題になっております地域とのコミュニケーション要件の説明会の方向性について、自治体としての実情的なところを踏まえて、ちょっとコメントさせていただきたいと思っております。

まず論点1の電源の規模についてなんですけど、こちらのほうはこれまでの中間取りまとめの方向性、その中での検討を踏まえまして、現在の形としては特定高圧、高圧と、それから低圧とを分けて大規模電源、小規模電源としているところでありますが、これまでの委員の方のご意見にもありまして、自治体で制定している条例においてはもっと少ないワット数を境としていたり、あるいは面積要件を設けて説明会を求めている例があるかと思っております。

こちらのほうはこれまでの中間取りまとめの中でも議論があったかと思うんですが、例えば本市、那須塩原市の場合は太陽光発電設備と地域との調和に関する条例の中では、20kW以上の場合には、説明会の開催を求めているというところがございます。

実際に、いわゆるメガソーラー的な大規模な太陽光発電以外にも、例えば住宅地でありますとか、あるいは集落、それから別荘地などの近くでこういった太陽光発電の施設ができるという場合には、結構近隣の市民の方からご意見を頂戴したりとか、あるいはそういったものに対する規制的な部分で議会の陳情があったりとかというようなところが実情でございます。

この辺の部分は、この後に出てくる自治体の条例との関係にも関連してくるかと思うんですが、そういったところも含めて議論が進められればなというふうなところを考えているところです。

また電源の設置場所について、方向性の中では小規模であっても例えば土砂災害警戒区域などについては説明会を求めていくというようなことで示していただいているわけですが、これも先ほど松本委員のご発言にもあったかと思うんですが、自治体の中ではそもそも

そういった区域については設置を禁止しているというような条例を設けている場合がございます。こちらは、本市も同様であるわけなのですが、そういったところとの整合というところも図っていく必要があるのかなど。

他制度の対象エリアの部分で、事務局の資料の中にも条例に基づく説明会を認定要件の説明会として取り扱う考え方も示されておりますが、これまで申し上げているようなところも含めて、自治体の条例との整合性あるいは自治体の地域の実情に応じた独自の取組というものをどのように今回の省令等々を関連させていくかということについては、議論を進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

論点2の説明会の内容や質疑応答の扱いなんですけど、こちらのほうは条例ではなかなかちょっと具体的に示しているというところが少ないのかと思います。逆に今回省令が示されることにより、自治体の条例のよりどころにもなるというふうに考えております。

先ほど、事業者への事前ヒアリングというお話もありましたが、一般的にこういう説明会を行う場合、それに先立ちまして自治体と事業者さんの事前協議というのを行って、その中で事業の内容などを確認していくという手続が取られることが多いかと思います。そういった内容に基づいて説明会を開催していくということになるのかなというふうに思っております。

また本市においては、説明会はあくまで事業者が行うものというような形で位置づけているところがございます。

論点3の周辺地域の住民の範囲についてですが、こちらのほうは本市の条例においては、事業面積による計画地からの一定距離に居住する住民等という部分と、それから加えて自治会の代表者、そういった方、地域の代表となるような方も加えているところがございます。

今回の説明会の要件化という部分が、自治体の条例による説明会の規定の根拠でありますとか、あるいはよりどころとなるというようなことが望ましいかと思うんですが、一方条例の内容や基準も自治体によりまちまちの部分もあると思われますので、先ほども申し上げました地域の実情に応じた条例の運用、そういったところについても配慮いただけるような形というものも必要かということで、今後の議論、そういったところを進めていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

次は広域機関、梶原オブザーバー、どうぞご発言ください。

○梶原オブザーバー

広域機関の梶原です。資料取りまとめ、ありがとうございます。

検討の方向性については特に異論ございませんが、大きく2点ほどコメントさせていただきます。

まず1点目は、交付金の一時停止、留保積立の開始のタイミングについてです。現在のF

I T 交付金／F I P 交付金の交付タイミングというのは、実際の電力供給から F I T で 4 か月、F I P で 3 か月後となっております、4 月に施行ということで 4 月に違反覚知されて積立命令が出たとして、実際の留保積立が発生するのは、F I T で 4 か月後、F I P で 3 か月後になるという認識でおりますけれどもよろしいでしょうかというところで。言い換えますと、4 月に違反覚知された場合に、もう 5 月の交付から、5 月の交付ということは F I T なら 1 月供給分、F I P なら 2 月供給分となるんですが、この 5 月の交付から留保積立ということではないですよという理解なんです、よろしいでしょうか。

何が言いたいかと申しますと、我々広域機関の算定システム、交付システムですけど、この今回の制度変更で改造が必要となるんですが、この改造工程を考えますとかなり厳しい状況にあるかなと思っておりまして、この辺にご配慮いただければと思っております。

我々の認識のとおりだったとしてなんですが、例えば 4 月 10 日に積立命令が出たとして、4 月分、4 月 1 日から 9 日までの供給分は交付で、10 日以降が積立留保というようなことはないですよというか、業務システムとして実現はちょっと困難かなと思っていました。我々だけでなく、恐らく買取事業者さんのほうも影響が大きいかと思いますが、積立命令が出た日を含む月の分からなのか、その翌月分から留保積立となるのかというのを、今後明確にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それからもう 1 点なんですが、太陽光パネルの一部を廃棄して、更新・増設する場合の廃棄費用について、廃棄等費用積立分は充てない、充当しないという件ですが、もちろん異論はございませんが、廃棄等費用の積立取戻業務を行っている広域機関としてコメントさせていただきます。このルールによって更新・増強が活発になるかなと思われる中で、かなり混乱される事業者さんも多いのかなと想定されて、故意でなくても一部取戻しの申請をされるケースがあるのではないかと想定しております。

我々としてもミスのない適正な業務推進を行うためにも、変更認定の申請があったという情報を、広域機関側にもシステム連携していただく必要があるかなと思っておりまして、この辺の対応も、非常に細かいですけれどもご相談させていただきたいと考えております。

以上 2 点です。よろしくお願ひします。

○山内座長

ありがとうございました。

今、ご発言ご希望の方については、全てご発言いただいたという認識ですけれども、よろしいですか。大関委員が追加コメントということでしょうか。どうぞご発言ください。

○大関委員

すみません、ありがとうございます。

1 点だけ。今までお聞きしていて、恐らく今まで入ってきた案件が結構問題になって、今後入る案件というのは大分さま変わりする。少なくとも再エネ特措法ではさま変わりするのかなと思っておりますので、原則的なものは成立するんだと思うんですけれども、ちょっと

1点恐らく考えなきゃいけないのが、今未稼働案件が8.9ギガあって、これまでと似たような話が起きる可能性もあるかなと思っていて、それが基本的には大規模案件になっているんだと思います。

それらに対して説明会で求めたりするのはさすがに難しいかなと思っていますが、今後2ページ目にあった説明会以外の方法による事前周知ということは議論に上がると思いますので、その段階でそういった案件も考えるべきかどうかというのは、ちょっと議論の俎上に挙げていただけるといいかなと思いましたので、コメントいたしました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それではいろいろご意見いただきました。事務局のほうから、ご質問も幾つかございましたが、コメント及びご回答をお願いしたいと思います。

○事務局

事務局でございます。まず事業者の公益性につきまして複数の委員からご指摘をいただいたところでございます。林発のところでの公益性ですとか電気事業法のところとかを含めて、そうしたところでの実務なども参考といたしますし、実態的にどういう場合に同一としていくのかということについては、最後桑原委員からおっしゃられていたSPCなどについての対応なども含めて、実務的にどこまで可能なかということなどの議論もしっかりと詰めた上で、実態上同一の資本コストは実体的には同一だというふうに考えられるものについては、今回の比率がしっかり適用されるようにやっていければなど考えているところでございます。

一次留保が、先ほど最後にございました積立のお話ですとか、廃棄費用の話も含めまして、実務的な詰めも当然必要になってまいりますので、買取義務者の方々もそうですし認定事業者の方々も含めて、今日、複数の委員からヒアリングということなどもありましたので、少し次回以降、座長とも相談しながらより今後実務を詰めていく上での必要な方々へのヒアリングなどということもしっかりと踏まえながら、皆様方にご議論をいただければなどというふうに考えているところでございます。

あと、途中大関委員からご質問ということで、違反から取消しのところの時間軸ということなどございましたけれども、一般的に行政手続を、違反を覚知して指導などやりますと、聴聞などやっていくということなどを踏まえますと、やはり数か月から1年超かかっていくということも実態としてはございます。

こうした違反・取消しというところは先ほどのとおり二つ目のカテゴリーの中に入ってくるわけですが、一方でここで書いております事業廃止というところは、こういう違反・取消しというところで聴聞などやっている際に、その段階で事業者から廃止届などが出されるということなども往々にしてあるということでもございまして、そういう中で取消しには至らないけれども、事業廃止の場合には適切に廃棄がされる場合には取り戻せるとい



う形でございます。一般論としては、違反から取消しというところが後段のところに書いてあるわけです。取り戻せる要件など19ページ目に書いてあると思いますけれども、この後段のところに書いてあります違反の認定取消しというところについての実務をやっていく途中で発生する事業の廃止届というところをこの上のところは②で書かせていただいているところでございます。

それで実務的には一連のシーケンスを考えていく中で、それぞれ適切な対応をして考えていきたいというふうに考えております。

また、大貫委員からは自治体と住民の説明会に際しまして、対象となる住民の方々、また一方で事業者の方々の予見可能性、これ複数の委員からも事業者に対する予見可能性ですとか、過度な負担にならないようにといったご知見をいただいているところでございますので、こうした観点というところも留意しながら、これから議論していく必要がございますし、また大貫委員からありましたように、実施場所などを参考にしながらというご提案でございましたが、自治体との協議などで自治体との関与ということについては、これも複数の委員からお申しただけでございますが、こうしたところについても今後制度をより実態に合わせた場合には必要になってくる点かと思っております。こういったところも、可能であれば本委員会でもオブザーバーでも自治体の方々もおられますし、ほかの自治体の方々とかでも、ヒアリングなども今後検討していきたいと考えているところでございます。

また関係する手続との関係省庁と連携が必要だということは、ご指摘のとおりでございますので、一次留保のところでのご質疑でございましたが、しっかりと適切なトリガーというところでは、関係省庁さんの手続との連携ということについては、こうした議論をさせていただく中で関係省庁の皆さんとも、実務的な対応というところも考えていければなと思っております。

あと、違反状態の解消というところで、確認の届出といった話もいただきました。ここはおっしゃるとおりどういう実務的な手続を入れていくことで、双方にとってそれを確認するトリガーになっていくのかなど、重要だと思いますので、手続き的な観点というところはしっかりと考えていければなと思っております。

神山委員からも事業者の予見可能性ですとか、過度な負担にならないようにといったことを中心にご指摘いただいております。これは先ほど申し上げたとおり、ヒアリングなどを含めまして、考えていければなというふうに考えているところでございます。

自治体の確認を含めたパブリックの会議の仕方というところにつきましては、神山委員からは適切な監督などの徹底などをご指摘していただきましたので、これらの点も勘案しながら考えていければなと思っております。

あと松本委員から、電源ごとによって条例などによっては様々なものもあるということ、これは自治体の那須塩原市の松本オブザーバーからもございましたけれど、自治体の条例で求められている説明会の開催との整理ということについては、他法令での整合性というものもそうですが、本日までにご議論、複数の委員からいただいたとおり、自治体によっ

て求められている説明会などとの状況、もしくは実際の開発の状況などについて、そこについては整理をして、またご議論をいただければなと思ってございます。

桑原委員からご指摘いただきましたSPCなど実質的な事業者ということは、我々も何がどこまでできるかと冒頭申し上げましたが、そういったことについてはご議論をと思っておりますし、説明会のゴールというところをどうするか、まさに我々事務局もそのところを、どういった説明会の目的を位置づけるからこそ、それにどれだけ近づけるための外形的な要件ということを出出できるかというところが、重要だと思っておりますので、今回何を説明会で求めていくのか、どのようにそれを開催していくのかというところ、WhatとHowのところ、両方に関係してくる論点だと思っておりますので、今回、次回と引き続き説明会に関する議論の中でしっかりと議論を深めていければなというふうに考えているところでございます。

認定取消しになった場合に廃棄・解体等がしっかりと行われるかということにつきまして、これは実務的にも我々もどういう対応が実際に可能なのか、認定取消しになった場合に事業者の方々が事業廃止に伴って、解体ということをどのように担保していくのかというところ、その際に様々な積立金もしくは今回の一時留保した積立金というところも含めて、解体等積立金や今回の一時留保に伴う積立金などについての、支出の在り方などについてもしっかりと議論を整理して、地域に共生できる再エネという観点からは、事業廃止に伴い解体等がどう行われるかということの担保の仕方が重要でございます。ここはさらに、議論を積み重ねていければなと思っているところでございます。

最後に桑原委員からは、廃棄費用の新設のところの積立ということについてはNon-FITなどを含めた制度全体として考えるのか、今回の制度としてまず暫定的にスタートするのかといったご議論がありました。これまさに我々も最終的にはNon-FITを含めた制度ということ念頭に当然考えていかなきゃいけないということでございますが、法律の施行というところの観点、また今回で言うとFIT/FIPを前提にした制度の立てつけの中でどういう形のを求めていくのか。ただ、いずれにしても先ほどの前の論点と同じですけれども、しっかりと廃棄費用に必要な財政的な基盤が確認されるというところの担保の仕方について、さらに議論を深めていければなと思っているところでございます。

那須塩原の松本オブザーバーからも、まさに条例などとの整合性、これはいろいろなどころの局面での整合性が出てくると思っておりますので、論点をまた整理させていただく中で議論をさせていただければなと思っております。

梶原様からのご指摘でございますが、これについては少し我々も実務的に、FIT4か月、FIP3か月ということは当然知っているわけでございますけれども、違反をした時点なるべく早くその効果を発現させるというところも重要でございますので、その中で実務的に何がどこまで可能なのかということについては、我々としても実務的なフィージビリティということを前提に議論をさらに詰めさせていければなと思っているところでござい

ます。

また廃棄費用については、おっしゃっていただいたように変更申請、太陽光パネルの更新とか増設したところがございますが、情報の共有の仕方については、先ほど申し上げた実務的なフィージビリティがしっかりとうまくいくような形に、我々としてもアップデートはしていきたいなと思ってございます。ここも実務的な詰めを急いでいければなと思ってございます。

最後に大関委員から、未稼働案件まで含めた未稼働に対する規律の強化ということでございまして、基本的に今回の新しい法律的な措置につきましては、事前のF I T申請の前の段階の説明会以外のものにつきましては、基本的に未稼働、もしくは既認定案件につきましても事業規律が適用されると考えてございますので、また例えば未稼働案件、転売などされる場合には、当然譲渡に伴う説明会の事前開催などについての記述も適用されるということでございます。ただ、これまた後半の議論になってきますけども、説明会のときの内容といたしまして、初めて申請をする段階のときの説明内容と未稼働案件の既認定案件の譲渡に関する際の説明の事項というところについては、多くの場合の項目がかぶってくるわけですが、やっぱり異なる要素もあるかと思ってございます。これもまた、今後ご議論を賜ればなというところでございます。

事務局からは以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

今のご発言以外に何か追加的にご発言希望の方いらっしゃいますか。よろしいですか。

いずれにしても今日全部決めるという話ではないので、それが1点と、それから全体的に見ると、幾つかの点で委員の方の意見を調整しなきゃいけない点というのはあるのかなというふうに思いますけれども、その点については事務局でもう一度深掘りしていただくのと、それから今事務局からありましたけれども、追加的な情報収集、ヒアリング等、自治体や事業者さんを含めてですけど、これをやった上でまた議論かなというふうに思っております。その辺については事務局でご準備をお願いしたいというふうに思います。

私からのまとめは以上ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは事務局から、次回についてはいかがでしたでしょうか。

○事務局

事務局でございます。次回の委員会でございます。7月中の開催に向けまして日程調整、また座長からご指示いただきましたとおり、ヒアリングなどの開催も含めまして、準備を急ぎたいと思います。また日程が決まり次第、経産省ホームページでもお知らせしたいと思います。

以上です。

### 3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。

前半のところ、ちょっと私のほうの通信環境が悪くて申し訳ございませんでした。何とか皆さんのご意見は取れたかなというふうに思っております。

それでは、これもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。本日はご多忙のところ熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。